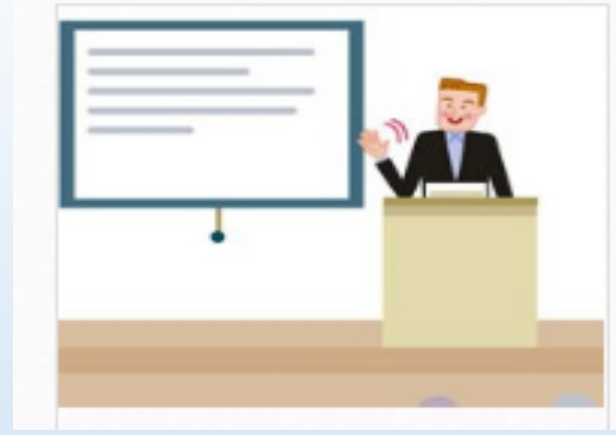


こころの“あんしん”プロジェクト  
メンタルヘルス対策Webセミナー

# 中小企業のメンタルヘルス対策について ～経営の視座から～

伊藤貴志社会保険労務士事務所  
社会保険労務士 伊藤 貴志

## 本日のテーマ



- メンタルヘルス対策は生産性の向上・人材定着に繋がる
- 中小企業はメンタルヘルス対策が行いやすい？
- 助成金を活用したメンタルヘルス対策

## 「いつもと違う」部下の様子

- 遅刻、早退、欠勤が増える
- 休みの連絡がない（無断欠勤がある）
- 残業、休日出勤が不釣り合いに増える
- 仕事の能率が悪くなる。思考力・判断力が低下する
- 業務の結果がなかなかでてこない
- 報告や相談、職場での会話がなくなる（あるいはその逆）
- 表情に活気がなく、動作にも元気がない（あるいはその逆）
- 不自然な言動が目立つ
- ミスや事故が目立つ
- 服装が乱れたり、衣服が不潔であったりする

# メンタルヘルス対策を行わなければ生産性は低下

- 従業員がメンタルヘルス不調になると生産性が低下する
- メンタルヘルス不調者に接する他の従業員の負担が増え、職場の生産性が低下する場合がある
- 管理職のメンタルヘルス対策も重要

## 従業員が健康になり生産性が向上する

- 従業員が働きやすくなるよう、職場環境の改善を行うことで、生産性の向上に繋がる
- 従業員の生産性が向上する事で業績向上への期待

## メンタルヘルス対策は人材定着に繋がる

- 中小企業では、従業員の休職や退職は、経営に影響を与える場合がある
- 少子高齢化により労働人口は今後も減少し、若年者の採用が難しくなる

## 中小企業はメンタルヘルス対策が行いやすい？

- 厚生労働省「労働安全衛生調査(実態調査)」では、メンタルヘルス対策に取り組む事業所の割合は59.2%。従業員数300人以上の事業所では99%以上が何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいるのに対し、100人未満の事業所では5～8割程度にとどまっている。29人以下の事業所は51.6%と、半分の事業所がメンタルヘルス対策に取り組んでいないのが実情。

## 中小企業はメンタルヘルス対策が行いやすい？

- 従業員の復職時の状況に合わせた判断や対応が行いやすい
- 三次予防(職場復帰支援)ではなく未然予防が重要
- 従業員の復職の判断については、直接主治医の意見を聞く

中小企業の経営者、人事・労務担当の皆さま

# 「健康経営」を始めましょう！



あなたの会社、こんな悩みありませんか？

従業員が疲れていて  
社内に活気がない

従業員の平均年齢が  
上がってきているなか  
若い世代が育っていない

一度に複数の従業員が  
病欠してしまい、  
業務が回らなくなった

これらの悩みに「健康経営」でアプローチ！

## ✨「健康経営」とは？✨

従業員などの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。  
従業員と一緒に健康の維持や増進に取り組むことで会社の活性化やイメージ、  
業績を向上させていく取り組みです。

出典：経済産業省

# 健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）認定要件

出典：経済産業省

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件
1. 経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須
2. 組織体制			健康づくり担当者の設置	必須
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供 ※4.評価・改善から移動	必須
3. 制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	対策の検討	健康課題に基づいた具体的目標の設定 ※旧項目名：健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定	必須
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～③のうち 少なくとも 1項目
			②受診勧奨の取り組み	
	③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	④管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑦のうち 少なくとも 1項目
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み	
		職場の活性化	⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	
		病気の治療と仕事の両立支援	⑦病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑭以外)	
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑧保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑧～⑭のうち 3項目以上
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑨食生活の改善に向けた取り組み	
⑩運動機会の増進に向けた取り組み				
⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み				
感染症予防対策		⑫従業員の感染症予防に向けた取り組み		
過重労働対策		⑬長時間労働者への対応に関する取り組み		
メンタルヘルス対策		⑭メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須		

左記選択項目①～⑮のうち6項目以上

# 健康経営優良法人認定制度

健康経営優良法人認定制度とは、優良な健康経営を実践している企業等を「健康経営優良法人」として顕彰する制度です。経済産業省が制度を設計し、日本健康会議(※)が認定します。この認定を受けることで、以下のロゴマークを企業のPR等に使用できます。また、地域の金融機関の低金利融資や自治体の公共調達における加点等、各地域の優遇措置を受けられることがあります。



健康経営優良法人  
Health and productivity  
ホワイト500

(大規模法人部門)



健康経営優良法人  
Health and productivity

(中小規模法人部門)

**あなたの会社も、健康経営優良法人を目指してみませんか？**

# 助成金を活用したメンタルヘルス対策

## ① 心の健康づくり計画助成金活用のポイント

メンタルヘルス対策促進員の助言・指導を受けて<sup>①</sup>  
「心の健康づくり計画」を作成・実施<sup>②</sup>した場合、  
助成金（一律10万円）が受けられます

### ポイント① メンタルヘルス対策促進員の支援を受けましょう

「メンタルヘルス対策促進員」（※）に、メンタルヘルス対策の取り組み方について、助言・指導を依頼してください。

※ 産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策の専門スタッフ。活用は無料です。

### ポイント② 心の健康づくり計画を作成・実施しましょう

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援を受けながら「心の健康づくり計画」を作成して、メンタルヘルス対策を実施しましょう。

## ② ストレスチェック助成金 活用のポイント

小規模事業場が医師と契約<sup>①</sup>してストレスチェックを実施<sup>②</sup>した場合、助成金（1人につき500円、面接指導等1回につき最大21,500円）が受けられます

### ポイント① 医師と契約しましょう

面接指導等の実施について医師と契約してください。

### ポイント② ストレスチェックを実施しましょう

ストレスチェックを実施し、ストレスの高い従業員には「医師による面接指導」を実施し、健康確保のための意見をもらいましょう。



### ③ 職場環境改善計画助成金 活用のポイント

ストレスチェックの集団分析<sup>①</sup>の結果を活用して、  
「職場環境改善計画」を作成し、実施<sup>②</sup>した場合、  
**助成金（最大10万円）が受けられます**

#### ポイント① ストレスチェック結果の集団分析を行きましょう

ストレスチェックを実施し、その結果について、職場単位の「集団分析」を行きましょう。

#### ポイント② 職場環境改善計画を作成・実施しましょう

専門家（※1）又はメンタルヘルス対策促進員（※2）の助言・指導に基づき、集団分析の結果を活用した「職場環境改善」について、計画を作成して実施しましょう。

※1 産業医等の医師、保健師、看護師、精神保健福祉士 等

※2 産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策の専門スタッフ。活用は無料です。

# 小規模事業場産業医活動助成金活用のポイント

小規模事業場が産業医等と契約<sup>①</sup>して産業医活動等を実施<sup>②</sup>した場合、助成金（最大60万円）<sup>③</sup>が受けられます

## ポイント① 産業医・保健師と契約しましょう

産業医・保健師と、産業医（保健師）活動の実施について契約してください。※産業医は平成29年度以降、保健師は平成30年度以降の契約が助成対象です。

## ポイント② 産業医（保健師）活動を実施しましょう

活動内容は、事業場のニーズに応じて産業医・保健師と相談し、契約・依頼します。契約した産業医（保健師）活動を実際に実施しましょう。

## ポイント③ 直接健康相談環境整備コースは上乗せ助成

産業医（保健師）活動は、6か月当たり10万円を上限に2回限り、直接健康相談環境整備コースは6か月継続で10万円を2回限りの助成です。

助成金の詳しい内容は、労働者健康安全機構のホームページ  
でご確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

産業保健関係助成金

検索

助成金のお問い合わせは、労働者健康安全機構又は最寄りの  
産業保健総合支援センターでお受けしています。



0570 - 783046

ナ ヤ ミ ヲ シ ロ ウ

受付時間  
9時～12時  
13時～18時  
(土日祝日を除く)

出典：独立行政法人労働者健康安全機構

ご視聴ありがとうございました

